



YAMANASHI



子どもの権利相談室

やまなしスマイル



マスコットキャラクター

機関紙 第2号 令和6年7月発行

暑い日が続いていますが、もうすぐみなさんが楽しみにしている夏休みですね。

でも

あとひと頑張りです。ファイト!

夏休みには、思わぬ **危険** が.....



楽しい夏休み

夏休みだけが危険ということではありませんが、特に、長い休みとなる夏休みは、普段より気持ちが開放的になります。また、活動的になり、行動範囲が広がったり、知らなかった多くの人と出会ったりすることがあると思います。この機会にいろいろな経験をして、楽しい夏休みにしてほしいと思いますが、学校や部活動、塾や習い事、旅行や遊びなど、外に出かけるときには、交通事故をはじめ、事故には十分に注意してほしいと思います。



相談員さん、夏休みにはどんな危険があるの?



テルちゃん、ここで、自分には関係ないと思っている **危険** な例を2つ話しますね。

その後、それらの危険と、みなさんを守るための **子どもの権利条約** との関係についてちょっとみてみよう。

例えば

危険Ⅰ

夏休みで時間があるからといって、携帯ばかりしていると、思わぬところで個人情報の流出や危険なサイトへのアクセス、ゲームへの多額の課金などのSNSでのトラブルに巻き込まれることがあります。



例えば

危険Ⅱ

夏休み中は、普段より気分が開放的になり、好奇心からほんの軽い気持ちで麻薬や覚醒剤などを入手したり興味本位にそれを使用したりすることも考えられます。



子どもの権利条約

第17条【適切な情報の入手】

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利を持っています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにするため、子どもに良くない情報から子どもを守らなければなりません。

日本ユニセフ協会抄訳

第33条【麻薬、覚せい剤などからの保護】

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。

覚せい剤使用の刑罰は、「10年以下の懲役」です。

日本ユニセフ協会抄訳

ここで、ちょっと

豆知識

【虞犯少年(ぐはんしょうねん)】

犯罪を犯していないものの、将来的に犯罪を犯したり、刑罰法令に触れる行為をしったりするおそれのある少年のこと。〔ぐ犯事由〕

少年法3条1項3号では、ぐ犯少年となる事由(ぐ犯事由)として、次の4つを規定しています。

- ①保護者の正当な監督に服しない性癖のあること(深夜徘徊や無断外泊、家庭内暴力など)
- ②正当の理由がなく家庭に寄りつかないこと(家出など)
- ③犯罪性のある人もしくは不道徳な人と交際し、またはいかがわしい場所に入出入りすること(暴走族や暴力団との交流など)
- ④自己または他人の徳性を害する行為をする性癖のあること(援助交際、パパ活など)



みなさんは権利について考えたことがありますか？

権利とは、みなさんを守るためのルールのようなものです。ですから、みなさんは、生まれたときからいろいろな権利によって守られています。赤ちゃんがミルクを飲むのも、みなさんが、毎日、ご飯を食べるのも生きる権利や育つ権利、幼稚園や学校に行くのは、学ぶ権利、友だちと遊ぶことは、遊ぶ権利、疲れたからゴロゴロするのも休む権利があるからです。以前は、20歳からだった選挙権が、18歳からとなりました。高校3年生の中には、すでに投票する権利を持っている人もいます。

このように、みなさんには、たくさんの権利があり、それによって守られています。でも、権利には、忘れてはいけない約束があります。それは、自分の権利を使うときには、他の人の権利を守らなければならないということです。権利は、みなさんが幸せに暮らすためにとても大切なものです。自分の権利を大切にしながら、他の人の権利も大切にすることを忘れないでください。

【こんな時、あなたならどうしますか?】シリーズ



テル:誰も見ていないから渡る

休みの日に、友だちと遊ぶ約束をしていました。朝寝坊をしてしまい、集合時間ギリギリになってしまいました。集合場所に急いでいる途中、赤信号に引っかかってしまいました。広い道路でもなく、周りを見渡したら、車もバイクも見えませんでした。「こんな時、あなたならどうしますか?」

『赤信号を無視して渡ってしまう。』

それとも 『青信号になるまで待つ。』



◎権利という視点から考えた場合はどうでしょうか?
 青信号の場合は、車や人が、前に進んだり、道路を渡って良いという権利ですね。赤信号の場合は、反対側の車や人が、前に進んだり、道路を渡って良いという権利ですね。赤信号を無視した場合は、反対側の車や人の権利を侵害したことになりますよね。当然、交通ルール違反ですね。
 このように、身の回りのことを権利という視点で考えてみたらどうでしょう。

ここで、あなたの日々の生活をちょっと振り返ってみませんか?

※下の項目であてはまるものがありますか?

- 毎日、忘れ物が多い。
- 友だちとうまく会話ができない。
- 授業中に立ち歩いてしまう。
- 本読みがすごく苦手である。
- 先生から叱られることが多い。
- 教室がいつも騒がしいので学校に行きたくない。
- 友だちが先生に叱られているのを見たくない。
- 友だちがいじめられているのを見るのが辛い。
- 学校に行きたくないと思うことが多い。
- 親と口論になることが多い。
- 部活動中、顧問に叱られることが多い。 等々

どうでしたか?
 毎日の生活の中で
 気になることがありますか?

気になることがあったら、
 一度、やまなしスマイルに
 相談してみませんか?

相談してみようかな。

相談方法

※電話/FAX/メール/手紙/対面/ZOOMで相談できます。

- 電話** 055-225-3958
 相談時間 月曜日～木曜日 : 午後 1 時～午後 6 時
 金曜日 : 午後 1 時～午後 8 時
- FAX** 055-223-1509
- メール** kodomo-kenri@pref.yamanashi.lg.jp
- 対面** 相談予約フォーム
- ZOOM**
- 手紙** 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
 山梨県庁本館5階 子ども福祉課内



子どもの権利相談室



高村相談員・有沢相談員

夏休みは、いろいろなことに挑戦できる絶好の機会です。時間はありますので、あなたがやってみたいことにじっくり取り組んでみてはどうですか? でも、くれぐれも交通事故や水の事故、熱中症には注意してくださいね。もし、休み中に困ったり、悩んだりすることがあったら、気軽に**子どもの権利相談室(やまなしスマイル)**に相談してください。相談員があなたの困り事や悩み事について一緒に考えます。



最後まで読んでくれてありがとうございました。
 ここで、頭の体操をしてみませんか?

クロスワードパズル

1	2	3		5
2		○	4	
3				
4	○	○		6
		5	○	

<タテのカギ>
 1 ワインを作るところ
 2 ひみつの話のこと ○○○ヨ話
 3 冬至の反対は?
 4 ひやあせのこと レ○○ン
 5 好きなペットはどっち? ○○か、ネコ
 6 海にすむ軟体動物 腕(足)は10本

<ヨコのカギ>
 1 輪を台に立てた棒に投げ入れる遊び
 2 言葉で言いようのない恐怖 イ○シ○又恐怖
 3 好きな果物どっち? リンゴか、○シ
 4 国の主権のおよぶ海域のこと リ○○○イ
 5 生物が長い年月の間に少しずつ変化していくこと

<答え> ○○○○

※正解者の中から抽選で10名に
 「やまスマオリジナルグッズ」をプレゼント!!
 ※切日 令和6年8月30日(金)まで

解答はこちら▶

